

令和5年4月1日

保護者様

稲美町教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について

平素は、稲美町の教育にご理解とご協力を賜っておりますこと、心より感謝申し上げます。

また、基本的な感染症予防や健康観察にご協力いただき、ありがとうございます。

このたび、現時点での最新の知見に基づき作成された文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（2023.4.1Ver.9）が示されました。このことに基づき、令和5年4月1日以降の教育活動等における対応を下記のとおりとします。引き続き、日常の健康管理等について、各ご家庭でもご協力くださるようお願いいたします。

記

1 学校園での教育活動について

- ・マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、校外学習や園外活動等で公共の交通機関を利用する場合や医療機関や高齢者施設等を訪問する場合等は、引き続きマスクの着用を推奨します。
- ・健康観察カード等での確認は行いません。

2 保護者の方々等の来校について

- ・マスクの着用を求めないことを基本とします。
ただし、外部から多人数を呼び込むような行事を実施する場合には、感染防止への協力をお願いして実施することもあります。

3 その他

- ・感染に不安を抱く園児児童生徒もいると思いますので、場面に応じてマスクの着脱はすすめますが、当面は一律にマスクを外すような呼びかけはしません。
- ・本人に発熱、咳、だるさなど風邪症状（ワクチン接種後を含む）がある場合は「出席停止」としますので、自宅での休養を徹底してください。なお、登園、登校の再開は症状が改善した翌日からとなります。また、感染の不安・心配がある場合も欠席としますので、学校、園にご連絡ください。